

一般財団法人海外産業人材育成協会
東京研修センター 給湯ボイラー更新工事に関わる一般競争入札(最低価格落札方式)
実施要綱

一般財団法人海外産業人材育成協会
理 事 長 吉 田 泰 彦

(目的)

第 1 条 当協会の「一般財団法人海外産業人材育成協会 東京研修センター 給湯ボイラー更新工事」の契約に係わる入札公告に基づく一般競争及びその他の取り扱いについては、関係法令に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(公告日及び契約担当部署)

第 2 条 公告日 2025 年 11 月 25 日(火)
2. 契約担当部署 一般財団法人海外産業人材育成協会 東京研修センター研修支援グループ
櫻井・井上 E-mail: tkcshien-nyusatsu-bg@aots.jp
住所 〒120-8534 東京都足立区千住東 1 丁目 30 番 1 号
電話 03-3888-8230

(工事概要)

第 3 条 1. 工事名 一般財団法人海外産業人材育成協会 東京研修センター 給湯ボイラー更新工事
2. 工事場所 東京都足立区千住東 1 丁目 30 番 1 号
3. 工事概要 上記工事場所における当協会研修センターの給湯ボイラー 2 基の更新並びに必要となる付帯工事
4. 建物概要 SRC 造及び RC 造、地上 6 階、地下 1 階
5. 工期 2026 年 9 月 30 日(水)までに設置工事、設備の試運転の完了及び支払い精算を完了するものとする

(競争参加資格)

第 4 条 競争に参加する者は、次の条件を満たすことを要する。

1. 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号、以下、「予決令」という。)第 70 条及び第 71 条に該当しない者。
2. 一般競争に参加する者に必要な資格(以下、「一般競争参加資格」という。)の参加申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者であると認められるものでないこと。
3. 各省庁における物品の製造・販売等に係る一般競争(指名競争)の入札参加資格(全省庁統一資格)を有する者で「物品の販売」の「一般・産業用機器類」又は「役務の提供等」の「建物管理等各種保守管理」の各区分で共に B 等級以上に格付けされた者。又は地方自治体の契約に係る競争参加資格審査により「産業用機械器具類」に類する営業種目について一般競争参加資格を有する者で、最高位の等級を所持する者であること。

4. 会社更生法(平成 14 年法律 154 号)に基づき更正手続き開始の申し立てがなされている者、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと(手続き開始の決定後、再認定を受けている者を除く)。
5. 同種施設(ホテル又は研修施設、病院等)において施設利用者が居ながら行う工事の施工実績を有すること。本工事における施設の在館者は最大 200 名であるため、前述の受注実績も同程度の規模以上であること。
6. 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成 3 年法律第 77 号)に基づくところの暴力団及びその構成員、準構成員並びにその関係者に該当しない者であること。
7. 「破壊活動防止法」(昭和 27 年法律第 240 号)に基づくところの破壊的団体及びその構成員に該当しない者であること。
8. 「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成 11 年法律第 136 号)」に基づくところの団体及びその構成員に該当しない者であること。

(競争に参加できない者)

第 5 条 次に掲げる者は、本競争に参加できない。

1. 次の各号の一に該当する事実があった後、2 年間を経過しない者
 - イ 契約の履行に当たり故意に工事もしくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関しての不正の行為をした者
 - ロ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ハ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ニ 監督又は検査の実施に当たり当協会職員の職務の執行を妨げた者
 - ホ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ヘ 契約の履行に当たり、イからホまでの規定に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
2. 第 5 条第 1 項第 1 号に該当する者を入札代理人として使用する者
3. 第 4 条各項の条件を満たさない者

(参加申請の提出書類)

第 6 条 本競争への参加を希望する者(以下、「競争参加希望者」という。)は、第 4 条に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次の書類を提出し、協会担当者から競争参加資格の有無について確認を受けるものとする。

1. 本競争における競争参加資格審査申請書(様式 1)で、代表者印の捺印があるもの
2. 2025 年 11 月度に有効な、全省庁統一資格において「物品の販売」の「一般・産業用機器類」又は「役務の提供等」の「建物管理等各種保守管理」の B 等級以上の一般競争参加資格を有することを証する審査結果通知書、又は地方自治体の契約にかかる競争参加資格審査により「産業用機械器具類」に類する営業種目について一般競争参加資格を有する者で、最高位の等級を所持することを証する審査結果通知書
3. 直近を含む 2 期分の財務諸表
4. 納税証明書(法人又は消費税及び地方消費税について税務官署が発行する証明書)の写し
5. 直近の会社概要資料(冊子、カタログ、受注実績等)
6. 第 4 条第 5 項に掲げる資格を有することを示す実績経歴書

2.
 1. 前各号に掲げる諸証明書については、第1号(様式1)を除き、複写機等による写しをもって代えることができる。
 2. 前各号に掲げる添付書類のうち添付することが著しく困難であると認められる書類がある場合には、当該書類の記載の事実を確認できる他の書類をもって代えることができる。
 3. 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。申請書類は、日本語で記載するものとする。又、添付書類のうち外国語で記載されているものについては、日本語の訳文を添付すること。申請書類の金額表示が外国貨幣類の場合は、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率を定める件に基づき邦貨に換算して得た額を記載すること。
 4. 申請書及び添付資料の作成及び提出に係わる費用は、競争参加希望者の負担とする。
 5. 提出された申請書及び添付資料は、協会が競争参加資格の有無の確認にのみ使用するものとする。
 6. 提出された申請書及び添付資料は、返却しない。
 7. 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は、認めない。
 8. 申請書及び添付資料の問い合わせ先及び提出先
第2条第2項に同じ。
 9. 提出期間 自 2025年11月26日(水) 午前9時
 至 2025年12月5日(金) 午後5時
 10. 提出方法
申請書及び添付資料の提出は、提出先に電子メール送付、郵送若しくは持参するものとする。
 11. 手続きの代理
競争参加希望者は、代理人をして本競争入札の手続きをさせるときは、指定された委任状(様式2)を提出しなければならない。

(参加資格審査と結果通知)

- 第7条 協会は、前条により提出された資料をもとに、本要綱第4条及び第5条に定める基準により資格審査を行う。
2. 協会は、前項の資格審査にあたり、内部審査会を組織することができる。
 3. 競争参加希望者のうち、前項の審査の結果、本競争への参加有資格者であるものと認められた者(以下、「競争参加者」という。)のみが入札に参加できるものとする。
 4. 審査結果通知は次の通り応募者に文書をもって行う。
 1. 通知日時 2025年12月15日(月)(予定)
 2. 通知方法 電子メールにて通知する。

(競争関係書類の配付)

- 第8条 協会は、本競争への参加資格を有する者と認められた者に対し電子メールにて速やかに仕様書等の競争関係書類の配付を開始する。

(質疑)

- 第9条 競争参加者は、配付された仕様書等に対し疑義のある時は、次に従い、指定された書式(様式3)をもって説明を求めることができる。

1. 質疑期間 自 2025 年 12 月 22 日(月)
 至 2026 年 1 月 9 日(金)
2. 提出先 第 2 条第 2 項に同じ。
3. 提出方法 電子メールにて指定された書式を提出すること。
2. 前項の質疑に対する回答は、次の通り全ての競争参加者に文書をもって行う。
 1. 回答日時 2026 年 1 月 16 日(金) (予定)
 2. 回答方法 電子メールにて回答を送付する。

(現場調査)

第 10 条 競争参加者は、事前に契約担当部署に連絡し了承を得た上で、次に従い、現場調査を実施することができる。

1. 実施可能期間 自 2025 年 12 月 22 日(月)
 至 2026 年 1 月 9 日(金)
2. 実施可能時間 土日祝祭日を除く午前 9 時から午後 5 時の間とする。
3. 事前連絡先 第 2 条第 2 項に同じ。
4. 事前連絡方法 電子メールによる。

(規格証明書の提出)

第 11 条 競争参加者は、仕様書に基づく応札予定物品・工事の規格を証明する書類(様式自由)を作成し、提出しなければならない。なお、競争参加者より提出された規格証明書は協会において審査するものとし、仕様を満たすと判断された者のみ第 13 条に示す見積価格書の提出・入札に参加できるものとする。

1. 提出期間 自 2022 年 12 月 22 日(月) 午前 9 時
 至 2026 年 1 月 16 日(金) 午後 5 時
2. 提出方法 提出先に電子メール送付、郵送若しくは持参するものとする。
3. 提出先 第 2 条第 2 項に同じ。

(規格証明書審査結果の通知)

第 12 条 協会は、競争参加者より提出された規格証明書の審査結果について、以下のとおり通知する。

1. 通知日時 2026 年 1 月 23 日(金) (予定)
2. 通知方法 電子メールにて回答を送付する。

(見積価格書の提出・入札)

第 13 条 競争参加者は、下記に指定する日程及び場所において、協会に対し見積価格書(様式 4)を入札するものとし、協会はこれを開札する。

[見積価格書の提出及び開札の日程等]

1. 日 程 2026 年 2 月 6 日(金) 午前 9 時～午後 5 時のうち指定する時間
2. 場 所 一般財団法人海外産業人材育成協会 東京研修センター 研修室
 東京都足立区千住東 1 丁目 30 番地 1 号
3. 具体的な時間、当日の場所等の詳細は、見積価格書の提出・入札に参加する資格を有する

者に別途通知する。

(見積価格書の提出方法)

第 14 条 競争参加者は、次の条項により見積価格書を提出しなければならない。

1. 見積価格書(様式 4)に基づき、競争参加者又は代理人が持参すること。郵送又は電送による見積価格書の提出は認めない。
2. 様式 4 に指定する見積価格には、消費税を含んだ合計金額及び競争参加者の氏名を明記し、封緘の上、前条に指定する日時及び場所において入札函に投函しなければならない。見積価格の記載の際は、競争参加者が消費税及び地方消費税にかかわる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望額に消費税に相当する額を加算しなければならない。
3. 競争参加者は、代理人をして見積価格書の提示をさせるときは、指定された委任状(様式 2)を提出しなければならない。
4. 競争参加者は、見積価格書(様式 4)により提示した見積価格の積算を明らかにした内訳明細書を添付しなければならない。
5. 競争参加者は、一旦投函した見積価格書の引換え、変更又は取消しをなすことができない。
6. 競争参加者の意思表示の内容は、見積価格書に表示された文字から判断するので、誤り書き等を理由として、入札の無効を主張することはできない。

(無効の見積価格書)

第 15 条 次の各項の一に該当する見積価格書は、無効とする。

1. 金額の記載が不明確な見積価格書
2. 金額の記載が訂正したもので、その訂正について競争参加申請者(代理人を含む)の印の押していない見積価格書
3. 委任状を提出しない代理人が提出した見積価格書
4. 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者が提示した見積価格書
5. 競争参加申請者(代理人を含む)の記名捺印のない見積価格書又は記名(法人の場合は、その名称及び代表者の記名捺印)の判然としない見積価格書
6. 申請書に虚偽の記載をした者が提出した見積価格書、及び誤字脱字等により意思表示が不明瞭な見積価格書
7. 一人で同時に 2 通以上をもって提出された見積価格書
8. 連合と認められる見積価格書
9. 内訳明細書の合計と異なる見積価格書
10. その他本実施要綱に違反した見積価格書

(見積価格の評価、公表)

第 16 条 協会は、第 13 条で提出された見積価格書を競争参加者の面前で開札し、予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成した協会の予定価格の範囲内においてこれを評価する。

2. 協会は、前項の評価を行い、本件契約業務の円滑な遂行に必要な専門性、経営基盤及び体制を有すると判断される競争参加者を決定し、これを落札者として公表する。

3. 前項の落札者の公表は、競争参加者名及び提示した見積価格をもって行なう。
4. 落札となるべき同評価の見積価格を提出した者が2人以上あるときは、当該見積価格を提出した者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合に該当入札者のうち、くじをひかないものがあるときは、入札事務に関係のない協会職員をしてこれに代わりくじを引かせるものとする。
5. 協会は、落札決定の日から協会が指定する期間内に、見積価格書の提出・入札に参加する全ての者に対して評価の結果を文書にて通知する。

(再度入札)

- 第17条 前条の開札の結果、協会の予定価格の範囲内に達した競争参加者がいないときは、その入札価格の評価は行わず、直ちに再度入札を行う。但し、入札回数は前回の入札と合わせて2回を限度とする。
2. 再度入札に参加できる者は、その前回の入札に参加した競争参加者のうち、当該入札が第15条各項の規定により無効とされなかった者に限るものとする。
 3. 前回の入札に参加しなかった競争参加者及び開札に立ち会わなかった者は、以後の入札に参加することはできない。

(個別交渉)

- 第18条 前条による再度の入札を行っても協会の予定価格の範囲内に達した競争参加者がいないときは、見積価格が最も低い競争参加者から順次個別の交渉に移行することができるものとする。
2. 個別交渉は、第14条第4項に定める内訳明細書と、協会の作成した予定価格積算根拠に基づいて行なう。
 3. 前2項の個別交渉によって合意に達した場合、その者を落札者とみなす。

(低入札価格調査)

- 第19条 第16条及び第17条の規定により落札者となるべき者が提出した見積価格が、協会の予定価格に100分の70を乗じて得た額よりも下回る場合には、当該落札者により当該契約業務の安全で良質な履行がされない恐れがあるもの、又はその落札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあるものとみなし、低入札価格調査を行う。
2. 協会は、前項の低価格入札が行われたときは、落札の決定を保留するものとし、調査の上後日落札者を決定する旨を告げて入札を終了する。
 3. 低入札価格調査の手続きは、別途定める。

(公正な競争の確保)

- 第20条 競争参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。又、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)並びに公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針等に沿って競争に参加しなければならない。
2. 競争参加者は、見積価格の決定及び提出に際しては、競争を制限する目的で他の競争参加者と見積内容又は見積価格についていかなる相談も行わず、独自に決定しなければならない。
 3. 競争参加者は、落札者の決定前に、他の競争参加者に対して見積内容又は見積価格を開示し

てはならない。

(競争の取り止め等)

第 21 条 競争参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、競争を公正に執行することができないと認められる時は、当該競争参加者を競争に参加させず、又は競争の執行を延期もしくは取り止めることがある。

(競争の辞退)

第 22 条 競争は、いつでも辞退することができる。又、競争を辞退したことにより以後の指名等に不利な取扱いを受けることはない。

2. 競争参加者は、競争を辞退するときは、競争辞退届又はその旨を明記した文書を第 13 条第 1 項に定める期限よりも前に、協会担当者に電子メール送付、持参、又は郵送し、その旨を申し出るものとする。

(内示書と契約の締結)

第 23 条 協会は落札者に対し、落札決定の日から概ね 5 営業日以内に本件業務委託契約に関する内示書を提示する。

2. 協会は本件契約の契約書案を別途提示するが、実際の契約締結については、協会が落札価格をもって東京都助成金事業「ゼロエミッション化に向けた省エネ設備導入・運用改善支援事業」における助成交付申請金額の変更申請をする必要がある場合は、その変更申請が認められた後に、協会と落札者との間で契約を締結するものとする。詳細について協会担当部署と落札者との間で個別に協議が必要な場合は、本件協議内容に基づき契約書案を修正できるものとする。

(契約の拒絶)

第 24 条 協会は、落札者が第 5 条に該当する場合は、前条の内示書の提示後に拘らず、本件契約の締結を拒絶する。この場合、本要綱における「競争参加希望者」又は「競争参加者」を「落札者」と読み替えるものとする。

(入札保証金、契約保証金)

第 25 条 入札保証金及び契約保証金は、免除とする。

(支払い条件)

第 26 条 本件は、完成払いの対象工事とする。

2. 落札者は、設置工事及び設備の試運転の完了後、以下の書類の写しを協会に提出し検収を受けるものとする。以下の書類は PDF データでの提出に限る。
 1. 工事写真(施工前、施工中、施工後) (書式自由)
 2. 試運転結果報告書 (書式自由)
 3. マニフェスト伝票 A 票
 4. 本件工事竣工時における導入設備の機器一覧表 (書式自由)
 5. 本件工事竣工時における導入設備の機器配置図 (書式自由)
3. 落札者は、協会の検収完了後に、請求書をもって代金を請求することができる。
4. 工事費用の支払い期日は 2026 年 9 月 30 日(水)とする。

(その他)

第 27 条 申請書又は添付の資料に虚偽の記載をした場合においては、中央官庁の指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。

2. 本競争実施要綱及び競争関係書類を入手した者は、これを本競争手続のほかの目的で使用してはならない。

(異議の申し立て)

第 28 条 競争参加者は、落札者の決定後この実施要綱、仕様書、現場の不知又は不明瞭を理由として異議を申し立てることはできない。

(入札の延期、中止等)

第 29 条 入札を執行するにあたり不正があると認められるとき、又は天災事変、その他やむを得ない理由があるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

以 上